

## 出資証券ペーパーレス化（不発行）のご案内

平素より枚方信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

従来、出資会員の皆様からお預かりした出資金につきましては、出資証券を発行してまいりましたが、株式会社における株式の不発行制度と同様、平成 29 年 10 月 2 日（月）より出資証券をペーパーレス化（不発行）とし、当金庫の会員名簿により電子的に一元管理することにいたしました。

信用金庫の出資証券は、受領証等と同様の「証拠証券」にすぎず、出資証券の保有の有無により会員としての地位や権利が変動するものではありません。また、当金庫におきましては、出資金を電子データ等として厳格に管理しており、現在、皆様からお預かりしております出資金はもちろんのこと、出資金を譲渡・脱退された後につきましても電子的管理が可能となっておりますのでご安心ください。

今後、出資金の内容につきましては、毎年 6 月に開催する当金庫通常総代会終了後にお送りします「出資配当金支払通知書」若しくは「出資配当金領収書」でお知らせいたしますとともに、会員の皆様からのご請求時には「残高証明書」（有料）を随時発行させていただきます。

簡単ではございますが、皆様からのご質問にお答えする形で Q&A を列記いたしましたのでご参照ください。また、ご不明な点がございましたら、お気軽にお取扱店の窓口までお問い合わせください。

Q1) なぜ、出資証券を不発行とするのですか？

A1) 出資証券は、預金の通帳や証書と異なり、日常的に出し入れすることがありません。また、長期にわたって保管しなければならず、出資証券を紛失されている場合には、相続・脱退・名義変更等の際に紛失届等の手続きが必要となり、会員の皆様にご負担をおかけすることになります。

今後、出資証券を不発行とすることにより、その手続きが簡素化され、会員の皆様のご負担を軽減することができるようになります。

Q2) 手元にある出資証券はどうすればよいのですか？

A2) お手元の出資証券は、そのまま保管していただければ結構です。

Q3) 新たに出資を申し込んだとき、出資証券に代わるものはありますか？

A3) 出資証券の代わりに「加入承諾書」を発行させていただきます。

Q4) 出資証券を紛失した場合はどうすればよいのですか？

A4) 出資証券を紛失された場合でも、届出の必要はございません。出資証券を紛失されている場合であっても、出資金残高および会員としての権利等に何ら変わりはありませんのでご安心ください。

Q5) 脱退するとき、出資証券はどうすればよいのですか？

A5) 脱退の際に出資証券をご提示していただく必要はございませんが、ご提示いただいた場合には、当庫において処分させていただきます。